



2026 年 7 月 31 日

各 位

上場会社名 リコーリース株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 中村 徳晴
 (コード番号 8566 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員経営管理本部長 滝田 健太郎
 (TEL 050-1702-4203)

従業員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 18 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 204,300 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 6,850 円
(4) 処 分 総 額	1,399,455,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026 年 3 月 25 日付取締役会において、中長期的な企業価値向上を担う人財を育成・動機付けるための人的資本投資として当社株式を当社の従業員（以下「従業員」といいます。）へ交付することで、株価の変動による利益やリスクを投資家の皆さまと同じ視点で捉える従業員株主としての立場の形成、およびオーナーシップ意識の醸成を通じて、当社業績や株価の動向を自らの成果と結び付けることにより、経営参画意識をより一層高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

本制度の概要につきましては、2026 年 3 月 25 日付「従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知

らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する従業員向け株式交付規程に基づき、信託期間中に従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数 31,243,223 株に対し、0.65%（2026年3月31日現在の総議決権個数 307,969 個に対する割合 0.66%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2026年8月18日
信託の期間	2026年8月18日～2031年9月末日（予定）
信託の目的	従業員株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月30日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である6,850円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上